



ぎふ保環研だより

農産物中の残留農薬について



私たちが日ごろ口にしている多くの野菜や果物には、生産の過程で病害虫から守るために農薬が使われています。農薬は、農作物の収量や品質を保つうえで役立つものですが、その使い方については国によって基準や方法が厳格に定められています。このようにして生産された農産物の安全性を確認するために行われているのが「残留農薬検査」です。残留農薬検査では、収穫された農産物にどのくらい農薬が残っているかを調べ、食品ごとに定められた「残留基準」を満たしているかどうかを確認します。

保健環境研究所では、県が策定する「岐阜県食品衛生監視指導計画」に基づき、県内に流通する食品の残留農薬検査を行うことで、食品の安全確保に取り組んでいます。

残留農薬検査の流れ

1. 細切



試料を包丁で切り、フードプロセッサーで細かく碎き、均一にします。

2. 抽出



細切した試料に溶媒を加えて、残留農薬を溶かし出します。

3. 濃縮



溶媒を蒸発させ、農薬を含む抽出液を濃縮します。

5. 測定



液相クロマトグラフ・タンデム質量分析計
(LC-MS/MS)
分析機器を用いて、残留農薬の濃度を測定します。



ガスクロマトグラフ・タンデム質量分析計
(GC-MS/MS)
分析機器を用いて、残留農薬の濃度を測定します。

4. 精製



抽出液中の農薬以外の成分を取り除きます。

農薬の残留基準はどのように決められている？



農産物に残った農薬が体に悪影響を及ぼさないと考えられる量は、農薬ごとに異なり、「人が一生にわたって毎日摂取しても健康に影響が出ないと考えられる量（ADI：許容一日摂取量）」や、「短期間に摂取しても健康に影響が出ないと考えられる量（ARfD）」が、さまざまな科学的知見をもとに定められています。

さらに、日本人がどのような食品をどのくらい食べているかといったデータをもとに、食品から取り込む農薬の量がこれらの基準を超えないように検討されます。こうした情報に加え、実際の農薬の使い方などもふまえて、最終的に食品ごとの「残留基準値」が決められています。

検査実施状況

令和5年度から令和7年度までに実施した農産物中の残留農薬検査では、合計475検体を対象に、延べ96,992項目の検査を行いました。この3年間で、基準値を上回った事例は4件あり、内訳は、令和5年度に県内産野菜2検体（ピーマン、サトイモ）と輸入野菜1検体（ショウガ）、令和7年度に輸入野菜1検体（ショウガ）でした。

残留基準値を上回る事例が見つかった場合は、商品回収などの対応が行われます。また、生産者に対しては、再発防止に向けた対策が進められます。

今後も引き続き検査を行い、県内に流通する食品の安全確保に取り組んでまいります。

表 1 残留農薬検査実施状況（R5～R7）

検査食品	R5			R6			R7		
	検体数	延べ検査項目	違反数	検体数	延べ検査項目	違反数	検体数	延べ検査項目	違反数
野菜・果実	154	32,494	3	147	30,887	0	148	31,080	1
茶	1	56	0	1	56	0	1	56	0
玄米	1	211	0	1	210	0	0	0	0
小麦粉等	4	844	0	2	420	0	3	630	0
牛乳	4	16	0	4	16	0	4	16	0
合計	164	33,621	3	155	31,589	0	156	31,782	1

（執筆担当：食品安全検査センター）

新所長からのごあいさつ

当研究所では、県民の皆さまの健康と豊かな自然環境を守るための各種検査や調査研究を行っております。

感染症の流行状況の把握、細菌・ウイルス・食中毒の原因究明のための検査、医薬品の検査、大気・水質の汚染状況の監視、流通する食品中の残留農薬や食品添加物の検査など様々な業務を通して、皆さまの生活がより良いものとなるよう努めています。

年3回、当研究所の取り組み等について、この「ぎふ保環研だより」で発信してまいりますのでお読みいただけたら幸いです。

岐阜県保健環境研究所 所長 坪井久宣

編集・発行

岐阜県保健環境研究所

〒504-0838 岐阜県各務原市那加不動丘1-1

TEL：058-380-2100 FAX：058-371-5016

URL： <http://www.health.rd.pref.gifu.lg.jp/>



ホームページもご覧ください